

佐伯市有線テレビジョン放送番組基準

(目的)

第1条 この基準は、佐伯市が設置する情報ネットワーク施設により行う有線テレビジョン放送の自主放送（以下単に「自主放送」という。）について、放送法（昭和25年法律第132号）第5条第1項に規定する番組基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 自主放送は、市民のための公共放送として公共の福祉の増進、文化の向上、産業及び経済の発展並びに平和で豊かな社会の形成に寄与することを基本方針とする。

2 自主放送は、次の事項に配慮し、その特性を生かした放送に努めるものとする。

- (1) 地域情報の提供
- (2) 正確で迅速な情報発信
- (3) 教育及び教養の進展
- (4) 児童及び青少年に与える影響
- (5) 災害の予防及び拡大防止

(番組基準)

第3条 自主放送は、次の事項を基準とし編集する。

- (1) 人権、人格及び名誉
 - ア 人権を守り、人格を尊重する。
 - イ 個人又は団体の名誉を傷つけ、又は信用を損なう取扱いをしない。
 - ウ 人種、性別、職業等による差別的な取扱いをしない。
- (2) 宗教、政治及び経済
 - ア 宗教については、信教の自由を尊重し、他宗及び他派を誹謗し、又は中傷しないよう公正に取り扱う。
 - イ 政治又は経済の諸課題で混乱を与える恐れがあるものについては、慎重に取り扱う。
- (3) 社会
 - ア 家庭社会を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
 - イ 社会の秩序を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。
- (4) 教養

日常生活における知識を深め、円満な常識及び豊かな情操を養うことに寄与するように努める。
- (5) 風俗
 - ア 生命を軽視するような表現をしない。
 - イ 性に関する事柄は、真摯に取り扱い、品位を保つように努める。

(6) 犯罪

- ア 犯罪に関しては、法令を遵守し、犯人を魅力的に表現し、及び犯罪行為を是認するような取扱いをしない。
- イ 犯罪の手段や経過等については、必要以上に詳細な描写をしない。
- ウ 賭博及びその類似行為を是認し、魅力ある行為として取り扱わない。
- エ 医療以外の薬物の使用を誘発するような表現をしない。

(7) 表現

- ア 分かりやすい適正な言葉及び文字を用いるように努める。
- イ 言葉は、原則として共通語を用い必要により方言を用いる。
- ウ 不快な感じを与える下品、卑猥な表現をしない。
- エ 人心に動揺や不安を与えるような表現をしない。
- オ 通常知覚できない技法を用い潜在意識に働きかける表現をしない。
- カ 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、日本放送協会及び一般社団法人日本民間放送連盟が作成した「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」に準拠し、視聴者の身体への影響に十分配慮する。

(8) 訂正

放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかにこれを取り消し、又は訂正する。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。